

令和8年3月16日

長崎地方労働審議会  
会長 山口 純哉 殿

長崎地方労働審議会家内労働部会  
部会長 岩瀬 貴子

長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃の廃止決定に関する報告書

当家内労働部会は、令和8年2月3日、長崎地方労働審議会から付託された長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃の廃止決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、審議経過の概要は別紙2のとおりである。

次の長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃を廃止決定の  
官報公示の前日限り廃止すること。

1 適用する家内労働者

長崎県の区域内で、婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した金額とする。この場合、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	
上 衣	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 10 円	
	身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上のもの	10センチメートル につき 11 円	
	ボタン付け	飾りボタン		1個につき 8 円
		根巻きボタン	カボタン付き	1個につき 13 円
			カボタンなし	1個につき 10 円
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき 9 円
		既製ループ付け		1か所につき 5 円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 7針以上のもの	10センチメートル につき 12 円	
	そで口裏まつり		10センチメートル につき 11 円	
	肩パット付け	部分止め	1組につき 21 円	
		肩線止め	1組につき 11 円	
糸くず取り		1枚につき 16 円		
ブ ラ ウ ス	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 7 円	
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 13 円	
	ボタン付け	飾りボタン	1個につき 8 円	
	肩パット付け		1組につき 13 円	

	糸くず取り		1枚につき	13 円	
スカート 及び スラックス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	15 円	
	かぎホック付け	ウエスト用前かん	1組につき	20 円	
	ボタン付け	飾りボタン		1個につき	8 円
		根巻きボタン	カボタン付き	1個につき	10 円
			カボタンなし	1個につき	8 円
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け	1か所につき	9 円	
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	6 円	
	プリーツしつけ		1か所につき	6 円	
糸くず取り		1枚につき	14 円		

4 効力発生日

法定どおり

## 家内労働部会審議経過概要

令和7年度

開催回数	開催年月日 開催場所	審議事項・審議概要
第1回	令和8年3月3日(火) 長崎労働局8階会議室	<ol style="list-style-type: none"><li>1 諮問理由説明 関係資料の説明</li><li>2 家内労働者側・委託者側双方の基本的見解の開陳</li><li>3 審議 全体協議</li><li>4 公益委員を中心に家内労働者側、委託者側双方の意見を集約し、採決を行った結果、(全会一致)で廃止することが決議された。</li></ol>